

●香川県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成27年7月3日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

平成27年7月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松善通寺線（33号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市土居町2丁目777番1地先 から 丸亀市土居町2丁目601番2地先 まで	27.6~36.5	167	平成23年香川県告示第117 号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成27年7月3日